

一般質問通告書

【第77回定例会】

多可町議会議長 清水俊博 様
 多可町議会議員 山口邦政



受 領 日	番号
平成 29 年 5 月 25 日 午前・午後 8 時 35 分	2

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 太陽光発電施設設置にかかる規制条例制定はしないのか	町長
① 県調和条例の規模引き下げでの対応と結論づけた根拠は。 ② 3月議会の一般質問で答弁した条例制定の約束は反故にするのか。 ③ 県条例の規模引き下げで対応した場合、今回と同じ内容の案件が発生した時に、規制をかけてストップできるのか。 ④ 県の条例での対応でなく、町独自の条例制定も必要と考えるが。	
2. 避難行動要支援者の避難行動支援について	町長
① 避難行動支援者名簿はどのような方法で作成されているのか。 ② 名簿への掲載者と実際の要支援者との数字的な差はどの程度なのか。 ③ 自主防災組織への名簿提供の現状は。 ④ 個別避難支援計画の作成の現状は。 ⑤ 今後の対応はどのようにしていくのか。	
3.	

質 問 の 内 容

1、太陽光発電施設設置にかかる規制条例制定はしないのか

本年2月に突然表面化した加美区鳥羽集落での太陽光施設設置問題については、周辺住民の方々や鳥羽集落の方々など大勢の方々の声が理解ある地権者6人に伝わり、予定されていた立木伐採と太陽光設置申請が取り下げとなり一応最悪の事態は免れることができました。

この問題の対応に苦慮していた時期の3月議会では、事態収拾と今後同様の問題を発生させないために議会では国に「太陽光発電について、自然と住環境との調和を求める意見書」提出と、多可町に対し「太陽光発電施設建設に係る条例」の制定を求める決議をおこないました。

また同僚議員から「太陽光パネルの設置に一定の規制を」の一般質問もありました。一般質問の答弁の中で町長は、「7月に施行される兵庫県条例と整合性をとる中で、面積要件を1,000㎡程度とし、施設の強度等も含めた規制条例を設けたい。条例は早ければ6月議会、遅くても9月議会には上程させていただく」と明言されていました。

私は独自の条例制定に向けて準備が進んでいるものと確信していました。

ところが、5月22日に開催された生活環境常任委員会を傍聴し「太陽光発電施設設置にかかる規制について」、町の対応について検討された結論を聴き愕然としてしまいました。内容は、「多可町独自の制度は設けず、県調和条例の規模引き下げで対応する。対象面積は2,000㎡以上で、県条例に盛り込んでもらうとの結論にする」とのものでした。

これは3月議会での議会からの決議文や町長答弁を全く反映されていない内容ではないですか。

長野県では景観条例の中で太陽光施設設置に関して、一般地域では1,000㎡を超えるもの、景観育成重点地域では20㎡を超える施設に事前届け出の制度が謳われています。そんな中で小さな町である佐久穂町では500㎡以上を対象に「環境保全条例」で、豊岡村では300㎡以上を対象に「自然環境と開発行為との調和に関する条例」で規制をかけています。

全国的に太陽光施設設置をめぐるトラブルが発生する中、各自治体で独自の条例を制定する動きが加速しています。それと逆行する委員会での説明は、今回と同様のケースの再発させる危険性を含んだものです。そこで以下の質問をし、町長の答弁を求めます。

① 県調和条例の規模引き下げでの対応と結論づけた根拠は。

- ② 3月議会の一般質問で答弁した条例制定の約束は反故にするのか。
- ③ 県条例の規模引き下げで対応した場合、今回と同じ内容の案件が発生した時に、規制をかけてストップできるのか。
- ④ 県の条例での対応でなく、町独自の条例制定も必要と考えるが。

2、避難行動要支援者の避難行動支援について

東日本大震災やその後の集中豪雨、雪害、土砂災害、大規模洪水等のさまざまな災害にみまわれ、平成28年度に入っても熊本地震や相次ぐ台風による被害が発生しました。そのような災害への防災・減災対策の一つとして「災害時の要援護者対策」が位置づけられています。国では平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示され、平成25年には災害対策基本法が改正され、市町村長に「避難行動支援者名簿」の作成が義務付けられるとともに、本人同意のもと避難行動要支援者名簿を地域の自主防災組織等へ事前提供することが可能になりました。さらに、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、障害者への「合理的配慮」が自治体に義務化されています。

しかしながら、避難行動要支援者名簿の作成は全国の自治体で進みつつありますが、地域への名簿提供や個別避難支援計画の作成に着手している自治体は3~4割程度にとどまっています。兵庫県内でも地域への名簿提供が低調であることから、本年3月に「安全の日を定める条例」を一部改正し、「ひょうご防災減災推進条例」が制定され、名簿の事前提供を市町の責務と規定されました。

多可町でも自主防災組織活動の事業において、今年度は特に「避難行動要支援者の個別支援計画」の作成を推進するとされています。

そこで以下の質問をし、町長の答弁を求めます。

- ① 避難行動支援者名簿はどのような方法で作成されているのか。
- ② 名簿への掲載者と実際の要支援者との数字的な差はどの程度なのか。
- ③ 自主防災組織への名簿提供の現状は。
- ④ 個別避難支援計画の作成の現状は。
- ⑤ 今後の対応はどのようにしていくのか。